

新 (別添 2 - 1)

学 則

① 商号又は名称	公益財団法人 大阪YMCA
② 研修事業の名称	公益財団法人 大阪YMCA 介護職員初任者研修
③ 研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修 (介護職員初任者研修課程)
④ 研修課程及び学習形式	介護職員初任者研修課程 ・通学形式 ・通信形式 (通信学習実施計画書 (別添 2 - 1 0) を参照。)
⑤ 事業者指定番号	275
⑥ 開講の目的	超高齢社会の中で、介護が必要になった方々に対し福祉施設や居宅サービスの現状を理解し、介護者としてどのような心がまえで介護すべきかを常に考えることのできる人財の育成を目的とする。介護に従事する者としての心がまえをはじめ、より実践的な知識・技能を習得した即戦力となる人財を育成する。
⑦ 講義・演習室 (住所も記載)	東大阪市御厨南 3-1-18 YMCAサンホーム
⑧ 実習施設	1 実施しない 2 実施する (実習施設一覧表 (別添 2 - 7) を参照。)
⑨ 講師の氏名及び担当科目	講師一覧表 (別添 2 - 3) を参照。
⑩ 使用テキスト	介護職員初任者研修テキスト (株QOLサービス発行)
⑪ シラバス	シラバス (別添 2 - 2) を参照。
⑫ 受講資格	・介護の仕事に興味を持つ者 ・研修スケジュールの全ての科目を受講できる者
⑬ 広告の方法	・ホームページによる広報 ・案内チラシによる広報 ・研修会場掲示ポスターによる広報 他
⑭ 情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス： http://www.osakaymca.or.jp/welfare/helper/index.html
⑮ 受講手続き及び本人確認の方法 (応募者多数の場合の対応方法を含む)	・受講申込受付時又は初回受講時において、パスポート、健康保険証、運転免許証等によって受講者本人であることの確認を行う。 ・応募者多数の場合、受講申込受付順とする。 ・応募者が 10 名未満の場合、未開講を検討する場合がある。

⑩受講料及び受講料支払方法	50,000 円（テキスト代、消費税含む） 申込時の事前振込もしくは開講式当日に現金にて徴収する。
⑪解約条件及び返金の有無	当人の申出により解約となる。ただし返金はしない。
⑫受講者の個人情報の取扱	個人情報保護規程策定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 受講者より入手した個人情報については厳重に管理し、研修運営上の業務以外には一切使用しないこととする。 なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。
⑬研修修了の認定方法	認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。 研修の修了年限：6 か月 修了評価方法：（別添 2－9）を参照。 修了評価筆記試験不合格時の取扱い 担当講師による補習のうえ、修了評価当日に再試験を実施する。 （補習費用：無料、再試験料：無料、最終試験料：無料） 再試験の回数は最大 2 回までとする。したがって、最終試験の結果、不合格となった者は未修了扱いとする。
⑭補講の方法及び取扱	補講の方法：個別対応で実施する。 補講に要する費用：1 項目につき 3,000 円（税込み） また、各項目において、欠席した時間数がカリキュラム時間数の 5 分の 1 未満であれば、1200 字以上のレポート提出をもって出席とみなす（補講費用なし）。但し「(2)介護における尊厳の保持・自立支援」の「(3)人権啓発に係る基礎知識」、「(8)障がいの理解」の全項目および「(9)こころとからだのしくみと生活支援技術の⑥～⑭の項目については、レポートによる補講は認めない。具体的な例についてはオリエンテーションで詳しく説明する。
⑮科目免除の取扱	科目免除の取扱いはおこなわない。
⑯受講中の事故等についての対応	傷害保険をもって対応する。
⑰研修責任者名、所属名及び役職	氏名：山佐 亜津子 所属名：公益在団法人 大阪YMCA シニア事業部 役職：シニア事業部 部長
⑱課程編成責任者名、所属名及び役職	氏名：宮原 学 所属名：公益財団法人 大阪YMCA 中高齢者事業推進室 役職：室長
⑲苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：岩間 幹雄 所属名：公益財団法人 大阪YMCA 中高齢者事業推進室 役職：主任 連絡先：TEL:06-6441-084 メールアドレス:iwama-mikio@osakaymca.org

<p>⑳ 研修事務担当者 名、所属名及び 連絡先</p>	<p>氏名：南川 恵美子 所属名：公益財団法人 大阪YMCA 中高齢者事業推進室 連絡先：TEL：06-6441-0840</p>
<p>㉑ 情報開示責任者 名、所属名、役職 及び連絡先</p>	<p>氏名：宮原 学 所属名：公益財団法人 大阪YMCA 中高齢者事業推進室 役職：室長 連絡先：TEL：06-6441-0840</p>
<p>㉒ 修了証明書を亡 失・き損した場 合の取扱い</p>	<p>「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」 に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：1,000 円</p>
<p>㉓ その他必要な事 項</p>	<p><遅刻の取扱い></p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義開始 30 分未満の公共交通機関の遅延が原因の遅刻で、交通機関運営会社の発行する遅延証明書を提示できた場合は講義の途中参加による受講を認める。ただし、途中参加を補うレポート（1 項目につき 1,200 文字以上）を受講 1 週間以内に提出するものとする。 ・上記以外の遅刻については受講を認めず、後日実施される補講を有料にて受講することとする。 <p><台風等災害時の取扱い></p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前 7 時の時点で、東大阪市内に暴風警報および特別警報が発令された場合は、午前中の講義は休講とする。午前 10 時までには解除されない場合は終日休講とする。午前 10 時までには上記の警報が解除されれば午後の講義は実施する。 ・休講の代替補講日は研修事業者が後日設定する。その際の補講は受講者全員に無料にて実施する。ただし受講者が研修事業者の設定する日時に受講できない場合は別日に実施される補講を有料にて受講することとする。補講費用は㉑と同様とする。 <p><退校処分の取扱い></p> <ul style="list-style-type: none"> ・無断欠席、学力劣等、講義の秩序を乱す等の受講者の本分に反し、研修事業者が不相当とみなした者は、その事情により退校処分とすることがある。 ・受講者自らが受講継続の意思のないことを申し出て、受講者と研修事業者双方の意思確認ができた場合には、退校届出書にその旨を記載し受講を辞退することができる。 ・上記の場合の受講料の返金制度はない。 <p>※更に詳細についてはオリエンテーションにて具体的事例を提示し説明することとする。</p>

※1 大阪府からのお知らせ	大阪府介護職員初任者研修事業実施要領第2の2（1）より抜粋 【内容及び手続きの説明及び同意】 事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。
---------------	---

※2 研修事業者の指定担当	大阪府 福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課 人材確保グループ 電話：06-6944-9165
---------------	---